

令和7年度 第10回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和8年（2026年）1月8日

日野市教育委員会

令和7年度第10回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和8年(2026年)1月8日(木)
14時11分～14時28分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 白石 高士 教育長職務代理者 高木 健夫
委員 真野 広 委員 正留 久巳
委員 岩下 優美子

議事録署名委員 委員 正留 久巳

事務局出席者 教育部長 中田 秀幸 教育部参事 宇田川 裕美
(兼教育指導課長)
教育部参事 飯倉 直子 庶務課長 釜堀 亜矢子
(兼ふるさと文化財課長)
教育指導課主幹 坪田 充博 統括指導主事 前田 健太

傍聴者 なし

書記 庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

白石 高士

議事録署名

委 員

正留 久巳

議事内容

議案

第 39 号 日野市いじめ防止対策推進条例の提出について

(議事の要旨)

議案第39号 日野市いじめ防止対策推進条例の提出について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。教育指導課主幹。

○議案第39号 日野市いじめ防止対策推進条例の提出について

[坪田教育指導課主幹]

教育指導課主幹でございます。

それでは、議案書3ページをお開きください。議案第39号 日野市いじめ防止対策推進条例の提出についてでございます。

提案理由でございます。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、条例を制定するものでございます。

次ページ、説明に入る前に、2点、条例を立てる背景などを補足させていただければと存じます。

まず、1点目でございます。社会背景において、近年、いじめの認知件数については全国的にも増加傾向にあり、日野市におきましても例外ではない状況がございます。

2点目、法的な観点から、国で施行されたいじめ防止対策推進法においては、市長部局も含めた組織的ないじめ防止の対策を講じることとされております。

以上の2点が、条例を定めることで実務的な対応や組織体制の強化が上げられると考えております。

なお、本条例の策定に当たっては、検討委員会を立ち上げ、子供の声、保護者の声を聞きながら、パブリックコメントを経て、検討委員会で素案を作成して今に至っております。

それでは、次ページを御覧いただければと存じます。日野市いじめ防止対策推進条例を制定するための条例の素案となります。本条例は、最初に前文を設置しております。国のいじめ防止対策推進法を条例に落とし込む際、どのように具現化するかに対し、この前文は本条例案制定の目的や精神を明確にするために設けたものでございます。

続いて、その下、目的、第1条でございます。本条例で関わる関係者に対し、連携や、いじめの防止等のための基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

その下、定義、第2条でございます。第1号では、いじめを定義したもので、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子供等が心身の苦痛を感じているものを指します。また、ここで言う子供等は、第4号に掲げる子供と第5号に掲げる児童等の総称で、第2号にあるいじめの防止等や、5ページ目、いじめの禁止、第4条はすべての子供に適用されるものとなります。

続いて、5ページ目、下段、市の責務、第5条から、関係機関等との連携の推進、第10条までは、先ほど、定義、第2条で関わる関係者の責務及び役割などを規定したものととなります。

続いて、6 ページ目、最下段、日野市いじめ防止基本方針、第 1 2 条、次ページ、さらに御覧ください。学校いじめ防止基本方針第 1 3 条は、現在設置しているそれぞれの基本方針を条例でひもづけるものになります。

なお、令和 8 年 4 月に向け、日野市いじめ防止基本方針は改定を予定しております。

また、その下、日野市いじめ問題対策連絡協議会、第 1 4 条、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会、第 1 5 条は、既存の協議会、委員会を条例でひもづけし、引き続き運営に支障がないようにしてまいります。既存の協議会、委員会は市の要綱で定めておりましたが、条例制定を機に要綱から規則へ昇格させ、協議会及び委員会を改めて設置します。

その下、日野市いじめ問題調査委員会、第 1 7 条、次ページでございます。条例制定を機に新規で規則を制定し、市長部局側に設置します。現在想定している関係する部署は、総務部政策法務課、子ども部子育て課、子ども家庭支援センター、健康福祉部福祉政策課の 4 課となります。

8 ページ目を御覧ください。付則でございます。施行期日、第 1 項、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項、この条例の施行日前に、日野市いじめ防止基本方針に基づき設置された、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会いじめ問題対策委員会及びいじめ問題調査委員会は、この条例の相当規定に基づき設置されたものとみなす。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いをいたします。

真野委員。

[真野委員]

先ほどの説明の中で、パブリックコメント云々の話がありましたが、その状況とか、そのコメントに対する対応などについてお聞かせをいただければと思います。

[白石教育長]

教育指導課主幹。

[坪田教育指導課主幹]

パブリックコメントの状況でございます。1 か月間パブリックコメントに付しまして、3 件御意見がございました。1 点目は、条例の中で、被害者、またはいじめをした側、いじめを受けた側の保護者の関係をもう少し強く条例の中に入れられないのかという御意見でございました。

もう 2 点。2 点目としましては、被害を受けた、いじめを受けた子供の具体的な支援について、5 点ほど御意見を条例の中に盛り込むことでいただいております。

3 点目としましては、いじめをした側の子供の施策に関して、指導に関して、5 点条例の中に入れられないのかという御意見がございました。この辺りの御意見に関しては条例策定検討委員会で意見を交わし、細かい内容に関しては条例に付さないことという形で賛同をいただいた形になります。

パブリックコメントとしての状況は以上でございます。

[白石教育長]

ほかに質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。御意見はございませんか。

高木委員。

[高木委員]

日野市いじめ防止対策推進条例の提出について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ただいまの説明にもありましたが、いじめの防止は喫緊の大きな課題となっております。いじめ防止の対応の難しさは、いじめの定義から言いますと、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものということであり、子供の行為に常に他者への思いやりや自分の言動が他者に与える影響への想像力が求められることにあると考えております。したがって、いじめは社会全体の問題、課題と捉え、解決、解消の方法を検討し、実施していく必要があります。いじめの加害者にも被害者にもならない、ならせないための仕組みづくりが求められています。

昨年度から第4次日野市学校教育基本構想が始まりました。みんなで共有したい具体的な姿として「子供と大人の10+の姿」が描かれていますが、これらの姿を愚直に追い求めることが、いじめ防止に大きな役割を果たす一つと考えております。

また、第4次日野市学校教育基本構想の推進と併せ、いじめ防止に軸足を置いた具体的な施策や行動計画をみんなで知恵や力を出し合いつくり上げ、みんなで共有化し、取組を進めることが大切だと思っております。

そのような意味で、今回提出されました日野市いじめ防止対策推進条例は、日野市という地域社会全体での取組として大きな役割を果たすものと認識し、期待しています。ぜひこの条例案に基づき進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

[白石教育長]

ほかに意見はございませんか。

真野委員。

[真野委員]

先ほど御質問をさせていただきましたが、市民の皆さんからいただいたパブリックコメント、私も読ませていただきました。先ほども御説明ありましたが、保護者の責務とか、いじめを受けた子供に対する支援の具体化と強化、さらに、いじめを行った子供に対する指導の具体化と強化というような視点で、対策事例や再発防止策などを具体的に上げていただくなど、一つ一つが貴重な御意見であり、心から感謝したいというふうに思います。

私も、その中で、他者への共感性を育てるという観点での教育、そういう大切さというのは、私も御指摘のとおりではないかというふうに感じております。

その貴重な御意見に対して、事務局で検討を重ねて、検討委員会で皆さんの御意見も伺いながら、丁寧に対応されているということも伺いました。その結果を基に、これからかと思いますが、パブリックコメントへの回答案も作成してくださっているということです。

また、この条例と併せて日野市いじめ防止基本方針の改正も進めていただいていること

もお聞きしております。

以上の内容も踏まえ、私はこの条例の提出について賛成をしたいというふうに思います。

今後は、いじめ防止対策推進条例を踏まえて、策定の背景とか、その思いが、大人だけでなく子供たちにも届くような工夫をぜひお願いしたいなと思っています。いじめは人間として絶対に許されない人権侵害、子供たちも大人も一枚岩で、いじめの捉え方や思いを誰もが共感できる言葉で共有化するということはとても大切なことではないかなと考えております。ぜひそういった取組もお願いしたいというふうに思います。

私からは以上です。

[白石教育長]

ほかに意見ございませんか。

正留委員。

[正留委員]

日野市いじめ防止対策推進条例案に対しまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

いじめ防止は社会全体の大きな課題であり、本市でも様々な取組がなされてきています。

子供及び大人にいじめをなくす社会をつくる基本理念を改めて示し、実践していくことは極めて大切です。本条例が、その実現に向け、基本となり、様々なよき取組につながっていくことを期待したいと思います。

以上です。

[白石教育長]

ほかに意見ございませんか。

岩下委員。

[岩下委員]

日野市いじめ防止対策推進条例案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

条例が制定されることにより、いじめ事案について、当事者、関係者、関係部署がその解決及びフォローアップ、回復に向けてスムーズに動けるようになることを望んでいます。

また、本条例により、いじめ防止について、日野市の対策方針が広く認知されること、さらにはいじめ防止につながることを望んでいます。

以上です。

[白石教育長]

ほかに意見ございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市いじめ防止対策推進条例の提出についてを原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第39号は原案のとおり可決されました。